

川口市就学援助事務取扱要領

施行：平成29年4月1日教育長決裁

最終改正：令和3年3月22日教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市就学援助要綱(平成18年2月1日実施。以下「要綱」という。)の施行に際し、川口市が行う就学援助の対象者となる準要保護児童生徒の認定基準及び事務手続等の必要な事項を定めるものとする。

(就学援助の認定基準)

第2条 要綱第2条第6項の要保護者に準ずる程度の基準とは、生計を同一にする世帯全員の合計所得額の合算額が生活保護基準額に1.3を乗じた額未満である場合とする。

2 前項の生計を同一にする世帯全員とは、次に掲げる者をいう。

(1) 同一世帯の者

(2) 公共料金を共にする者

(3) 単身赴任等により、その所得により申請者の児童又は生徒の生活を維持している者

3 第1項の合計所得額は、申請日が1月1日から6月末日までの期間内である場合は、申請日の属する年の前々年の金額とし、7月1日から12月末日までの期間内である場合は、申請日の属する年の前年の金額とする。

4 第1項の生活保護基準額とは、特別支援教育就学援助費負担金に係る事務処理要綱に基づく国からの通知「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」(年度の2月に県を通じて通知)並びに生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条に基づく保護基準【1級地-1】及び地区別冬季加算額VI区の額を用いて、次の方法により算定された額とする。
生活保護基準 = (生活扶助(居宅第1類・居宅第2類・居宅第2類地区別冬季加算額VI区・居宅期末一時扶助) + 教育扶助(基準額・学校給食費) + 住宅扶助一般基準額) × 1.2

5 前項の「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」は、原則として最新のものをを用いるものとする。ただし、生活扶助基準見直しに伴う影響への対応その他特段の理由がある場合については、この限りではない。

(就学援助の新規申請)

第3条 要綱第4条第1項の規定による申請は、様式第1号の申請書により行

うものとする。

2 前項の申請書を提出するにあたり、次に掲げる場合には、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 転入等により前条第3項の合計所得額が川口市において確認できない場合 市区町村発行の市・県民税課税（非課税）証明書

(2) 生活状況の急変により、就学援助の受給を希望する場合 次の区分に応じ、それぞれに掲げる書類

ア 認定基準において用いる合計所得額の対象となる年度から申請の年度までの間、就労先から離職し、現に就労していない者 離職の事実を証明する書類

イ 認定基準において用いる合計所得額の対象となる年度の収入に比べ、現在の収入が著しく減っている者 申請日直近3月分の給与明細等の写し

3 前項第2号に掲げる場合の判定は次のとおり行うものとする。

(1) 前項第2号アに該当する者 認定基準において用いる合計所得額の対象となる年度の所得を0とすること。

(2) 前項第2号イに該当する者 3月の収入の総支給額を平均し、当該額に1.2を乗じた額を所得とすること。

(就学援助の新規申請に係る決定)

第4条 要綱第4条第3項の規定により就学援助の認定の可否を決定したときは、様式第2号の通知書により、申請者宛行うものとする。

2 要綱第4条第3項の規定による校長への通知は、様式第3号の通知書により行うものとする。

(就学援助の継続申請)

第5条 要綱第4条第6項の規定による申請は、様式第4号の申請書により行うものとする。

(継続申請の期間)

第6条 要綱第4条第6項の継続申請をすることができる期間は、当該年度の4月1日から6月30日までのうち教育委員会が定める期間とする。

(継続申請の特例)

第7条 要綱第4条第6項の要領で定める場合は、4月1日から6月30日までの間に新規申請がなされた場合とする。

(就学援助の継続申請に係る決定)

第8条 要綱第4条第7項の規定により準用される同条第3項の規定により

就学援助の認定の可否を決定したときは、様式第2号の通知書により、申請者宛行うものとする。

2 要綱第4条第7項の規定により準用される同条第3項の規定による校長への通知は、様式第3号の通知書により行うものとする。

(申請に係る意見)

第9条 要綱第4条第9項の規定により、通学費に係る就学援助の申請に関し校長が教育委員会宛に意見をするとき、様式第5号の意見書により行うものとする。

(申請の却下)

第10条 要綱第5条第2項の規定により、就学援助の申請を却下するときは、様式第2号の通知書により通知するものとする。

(就学援助の給付額等)

第11条 要綱第6条第4項の就学援助の給付額等は、別表のとおりとする。

(学校による就学援助の請求等)

第12条 要綱第7条第3項の規定により校外活動費、修学旅行費、通学費及び体育実技用具費を学校が開設する学校名義口座に振り込む場合、学校は様式第6号の請求書に様式第7号から様式第10号までの明細書を添付して教育委員会宛請求するものとする。

2 学校は、修学旅行を実施したときは、様式第11号の報告書により修学旅行費の清算を行い、教育委員会宛報告をするものとする。

3 教育委員会は第1項の振り込みをしたときは、様式第12号の報告書により学校宛当該振込みの報告をするものとする。

4 学校は、前項の規定により教育委員会から就学援助を受け、報告のあったときは、様式第13号の報告書により認定者宛報告をするものとする。

(入学前支給申請の特例)

第13条 要綱第10条第1項の規定による申請は、様式第1号の申請により行うものとする。

2 要綱第10条第2項の規定により準用される第4条第3項の規定により就学援助の認定の可否を決定したときは、様式第14号の通知書により、申請者宛行うものとする。

3 要綱第10条第2項の規定により準用される第4条第3項の規定による校長への通知は、様式第15号の通知書により行うものとする。

(異動の報告)

第14条 要綱第12条第1項及び第2項の規定による異動の報告は、様式第

16号の報告書により行うものとする。

(区域外就学者の給付)

第15条 川口市立小・中学校就学指定校変更・区域外就学事務取扱要領による就学指定校変更及び区域外就学を承諾された児童及び生徒の保護者に対する給付については、様式第17号から様式第20号までの書面により、当該児童及び生徒が在籍する学校所在地の自治体と協議して決定するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に行われた就学援助に関する行為は、この要領中の相当する規定により行われた就学援助に関する行為とみなす。

附 則 (平成29年1月5日教育長決裁)

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に行われた就学援助に関する行為は、この要領中の相当する規定により行われた就学援助に関する行為とみなす。ただし、申請日が平成29年度の4月1日から6月末日の期間内である新規申請者のうち、就学援助の判定要件とする所得時期の変更によって不認定となった申請者については、あらためて本要綱の改正前の判定要件とする所得時期に基づいて再審査を行うものとする。

附 則 (令和2年3月25日教育長決裁)

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日教育長決裁)

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 就学援助給付額一覧表

費目名		給付額	備考
学用品費	小学校	月額： 942円	
	中学校	月額： 1,842円	
通学用品費		月額： 184円	小・中第1学年を除く
新入学用品費	小学校	一括： 40,600円	通学用品費を含む
	中学校	一括： 47,400円	
校外活動費	小学校	年間上限額： 1,510円	積算は4月1日から翌年3月31まで 宿泊を要するものは対象外
	中学校	年間上限額： 2,180円	
修学旅行費		実費額	要保護者も対象 要保護者は国庫補助金対象
通学費		実費額	特別支援学級在籍者のみ 交通費に登校日数を乗じた額と定期券購入額を比較してより低廉な額とする
体育実技用具費		実費額(購入者全員が均等に負担する経費・中学3年間を通じて1回の支給)	
給食費		給食費の実費額	学校保健課主管
医療費		学校病の治療による実費額	学校保健課主管 (国庫補助金対象)

年度 川口市就学援助 新規申請書

受付番号

(あて先)川口市教育委員会

申請者	就学または就学予定校 市(区・町・村)立 (小・中)学校		学年 年		
	フリガナ 保護者氏名	生年月日 大正・昭和・平成・西暦 年 月 日		職業等	
	フリガナ 児童生徒氏名	生年月日 平成・西暦 年 月 日		申請理由	
	住所 〒 川口市	電話番号 ()			
申請者と生計同一な かた※	フリガナ 氏名	児童生徒から みた続柄	生年月日 大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	職業または学校名・学年等	住民票
					同・別

※申請者と生計が同一なかたとは、①同一世帯のかた、②公共料金を共にするかた、③住所は異なるが、その所得により申請児童生徒の生活を維持しているかたを指します。③に該当するかたがいる場合、下記にも記入をお願いします。

※申請者と生計が同一なかたのうち、住所が異なるかた。

市外の場合は、世帯全員の住民票と市区町村発行の課税(非課税)証明書を添付してください。

フリガナ 氏名	住所

《承諾書兼委任状》

- 就学援助の決定または実施のため必要があるときは、私及び私と生計を同一にする者の個人番号、住民情報、所得金額に係る課税情報等の個人情報を教育委員会が収集することに同意します。
- 校外活動費・修学旅行費・通学費・体育実技用具費に係る請求及び受領に関する一切の事務手続きを校長に委任します。また、給食費に係る請求及び受領に関する一切の事務手続きを市長に委任します。
- 就学援助費の過誤受領の場合は、既に支給された当該費用を返還することを承諾します。

年 月 日

保護者氏名

※裏面に続く※

就学援助費を 学校口座 個人口座(※口座情報記入) に振り込むよう依頼します。

口座情報	金融機関		預金種別	口座番号
	銀行 信金 農協	本店 支店	当座・普通	
	口座名義人 ※カタカナ又はアルファベットで記入		※申請する保護者の口座を指定してください。なお、特段の事情がある場合は、表面「申請者と生計同一なかた」に記載の成人のかたに限り指定可能です。	

※振込先(学校口座・個人口座)による違いについて

- ・学校口座…学校が開設した学校名義の口座に、教育委員会から就学援助費が振り込まれます。
学校による、学校納付金との相殺を希望される場合に選択してください。
※「学校納入金引落とし口座」を指定することではありませんのでご注意ください。
- ・個人口座…保護者が開設した口座に、教育委員会から就学援助費が振り込まれます。
保護者が就学援助費を受け取り、学校納付金や学用品費等の購入に充てる場合に選択してください。
※個人口座を指定していても、校外活動費、修学旅行費及び給食費は学校口座、医療費は治療を受けた医療機関の指定する口座になります。

通帳の口座情報(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義)が記載されている部分の写しを貼付してください。
(通常は表紙の次のページになります。)
※ネットバンキング等により通帳がない場合は、口座情報が記載されている書類等の写しを貼付してください。

※確認事項 (□にチェックを入れてください)

<input type="checkbox"/> 記入漏れはありませんか？ →生計同一のかた、口座情報など <input type="checkbox"/> 通帳のコピーは貼付していますか？	<input type="checkbox"/> 税の申告は済んでいますか？ または、課税(非課税)証明書を添付していますか？ →所得が確認できないと審査ができません
---	---

【学校記載欄】

申請受付日:	年 月 日	調査結果: 申請書 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 添付書類 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

学校長確認印

【指導課処理欄】

指導課受付印

様式第2号(1)

川口市就学援助決定通知書

年 月 日

様

川口市教育委員会

先に申請されました川口市就学援助について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、就学援助を就学の目的以外に使用したとき、申請の内容に偽りがあったとき又は認定の要件を欠くに至ったときは、この決定を取り消すことがあります。

記

- 1 決定区分 認定 (新規 継続)
- 2 決定の日付 年 月 日
- 3 認定の始期 年 月 日
- 4 認定の終期 年 月 日 (中学3年生は 年3月31日)
- 5 就学援助の内容

項目	金額	援助の方法	備 考
学用品費	月額 円	貴指定口座への月払い	※ 認定期間中、進級進学により金額変動する場合があります。 小学校1年生_____円 小学校その他_____円 中学校1年生_____円 中学校その他_____円
通学用品費	月額 円	貴指定口座への月払い	※ 認定期間中、進級進学により金額変動する場合があります。 小学校1年生_____円 小学校その他_____円 中学校1年生_____円 中学校その他_____円
新入学用品費	年額 円	貴指定口座への一括払い	※ 認定期間中、進級進学により金額変動する場合があります。 小学校1年生_____円 小学校その他の学年はなし 中学校1年生_____円 中学校その他の学年はなし
校外活動費	費用の一部	学校への一括払い	実施後精算
修学旅行費	費用の一部	学校への一括払い	学校への実施前概算払い、実施後精算
通学費	実 費	貴指定口座への月払い	当月実績金額に基づく翌月精算 特別支援学級在籍者のみ支給
体育実技用具費	実 費	貴指定口座への月払い	購入後、実績金額に基づく精算 中学生のみ支給
給食費	実食数分	学校への月払い	全額援助
医療費	自己負担費用	医療券の配付	※治療前に学校へ相談してください。 学校病に限る

様式第2号(2)

川口市就学援助決定通知書

年 月 日

様

川口市教育委員会

先に申請されました川口市就学援助について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 不認定 取消 一部支給
 申請の却下

2 決定の日付 年 月 日

- 3 理由 所得金額が認定の基準を上回るため
(現在の貴認定基準上限金額: 円)
 申請の要件を欠くため
(欠格事項:)
 その他
()

4 その他 不認定、取消又は申請の却下の場合は、決定の日付以降の学校給食費をお支払いいただくことになります。

年度 川口市就学援助 継続申請書

受付番号

(あて先)川口市教育委員会		年 月 日	
申 請 者	就学校名称 市(区・町・村)立 (小・中)学校	学年 年	
	フリガナ	フリガナ	
	保護者氏名	児童生徒氏名	
	住所 〒 川口市	電話番号 ()	
生計が同一なかつた(注5)の異動の有無 有 ・ 無 (「有」の場合、下記に記載してください。)			
異 動 の 状 況	異動の区分	フリガナ 氏 名	児童生徒から みた続柄
	保護者・同居者 振込口座・その他		
世帯を別にする、生計が同一なかつた(注5)の有無 有 ・ 無 (「有」の場合、下記に記載してください。)			
	フリガナ 氏 名	住 所 (住所が異なる場合のみ記入)	

- (注) 1 太線の中のみ記入してください。
 2 選択肢が記載されている項目は、該当する項目に○をつけてください。
 3 異動の状況欄には、認定を受けている状況に変化があった場合、その内容を記入してください。
 4 転入者があった場合は、そのかたの所得証明書(市区町村発行のもの)を添付してください。
 5 申請者と生計が同一なかつたとは、①同一世帯のかた、②公共料金を共にするかた、③住所は異なるが、その所得により申請児童生徒の生活を維持しているかたを指します。

【学校記載欄】

申請受付日： 年 月 日	調査結果： 申請書 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 添付書類 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	学校長確認印

【指導課処理欄】

	指導課受付印
--	--------

様式第5号

川口市就学援助通学費意見書

年 月 日

(あて先) 川口市教育委員会

市(区・町・村)立 学校
校 長 印

このことについて、川口市就学援助のうち通学費については、下記の児童生徒に関し必要と思われるので、提出します。

記

児童生徒名	学年
保護者氏名	
理 由	

様式第7号

川口市就学援助校外活動費請求明細書

学 校 名 称	市(区・町・村)立			学校	年	組 <small>(全組共通の場合不要)</small>
活 動 種 別 等	行事名称：					
実 施 月 日	年	月	日	実施		
行 先						
参加児童生徒 数 合 計	人 (準要保護者 人)					

(単位：円)

実績経費内訳	合計金額	単価	請求金額	備 考
交通費				
見学料				
その他の経費				
① 保険料				
② 添乗員手数料				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
合計				

(注) 実績経費は、校外活動に参加した全児童生徒が共通して必要とした最低限の経費を記入してください。

川口市就学援助修学旅行費請求明細書

学 校 名 称	市(区・町・村)立	学校	年	組 <small>(全組共通の場合不要)</small>
実 施 予 定 月 日	年	月	日～	月 日 (泊 日)
行	先			
参加児童生徒数合計	人 (要保護者	人	準要保護者	人)

経費内訳		単 価	児童生徒人数	予定金額	備 考
1 交 通 費	鉄道費				
	貸切バス代				
	有料道路代				
	タクシー				
	計				
2 宿 泊 料	宿泊料				
	昼食代				
	計				
3 見 学 料	ガイド料				
	計				
4 そ の 他 の 経 費	乗務員宿泊費				
	記念写真代				
	医薬品代				
	旅行傷害保険料				
	旅行業務取扱料金				
	添乗員経費				
	しおり代				
	荷物輸送代				
	通信費				
	計				
合 計 (1+2+3+4)					

※この請求書には、旅行業者の見積書（経費内訳明記のもの）を添付してください。

※各単価の円未満は、切り捨ててください。

川口市就学援助修学旅行費精算報告書

学 校 名 称	市(区・町・村)立	学校	年 組	<small>(全組共通の場合不要)</small>
実 施 月 日	年	月	日～	月 日 (泊 日)
行 先				
参加児童生徒数合計	人 (要保護者 人 準要保護者 人)			

経費内訳		単 価	児童生徒 人 数	実績金額	備 考
1 交 通 費	鉄道費				
	貸切バス代				
	有料道路代				
	タクシー				
	計				
2 宿 泊 料	宿泊料				
	昼食代				
	計				
3 見 学 料	ガイド料				
	計				
4 そ の 他 の 経 費	乗務員宿泊費				
	記念写真代				
	医薬品代				
	旅行傷害保険料				
	旅行業務取扱料金				
	添乗員経費				
	しおり代				
	荷物輸送代				
	通信費				
	計				
合 計 (1+2+3+4)					

市既払い金額-実績金額=精算金額	円-	円=	円
------------------	----	----	---

※この精算書には、旅行業者の領収書（経費内訳明記のもの）を添付してください。

※各単価の円未満は、切り捨ててください。

様式第13号

川口市就学援助報告書

年 月 日

様

_____市(区 町 村)立

_____小 中 学校

校長_____

あなたから委任された川口市就学援助について、下記のとおり手続きを完了したので報告します。

記

■就学援助の内容

項 目	金 額	振込予定日	備考
校外活動費	円		
修学旅行費	円		
体育実技費	円		
	円		
	円		

様式第14号(1)

年 月 日

様

川口市教育委員会

川口市就学援助（入学前支給）決定通知書

先に申請されました川口市就学援助（入学前支給）について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、就学援助を就学の目的以外に使用したとき、申請の内容に偽りがあつたとき又は認定の要件を欠くに至ったときは、この決定を取り消すことがあります。

記

- | | |
|-----------|--------|
| 1 決定区分 | 認定 |
| 2 支給日 | 年 月 日 |
| 3 就学援助の内容 | 新入学用品費 |
| 4 支給金額 | 円 |

様式第14号(2)

年 月 日

様

川口市教育委員会

川口市就学援助（入学前支給）決定通知書

先に申請されました川口市就学援助（入学前支給）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定区分 不認定 取消 申請の却下

2 決定の日付 年 月 日

3 理由 由

受付番号

(あて先)川口市教育委員会 年 月 日

報告者	現在の就学校の名称	学年	異動によって就学校が変わる場合はその名称 (転学・中学校進学の場合は予定校を記載してください)
	市(区・町・村)立 (小・中)学校	年生	市(区・町・村)立 (小・中)学校
	フリガナ		フリガナ
	保護者氏名		児童生徒氏名

異動の状況	異動の区分	(フリガナ) 該当者の氏名	児童生徒から見た続柄	異動の内容
	学校・保護者・同居者・口座・その他			

- (注) 1 太枠の中のみ記入してください。
 2 「異動の状況」欄には、今までと変更する項目に○を付け、該当する内容をご記入ください。
 3 転入者があった場合には、そのかたの所得証明書を添付してください。
 4 中学校進学に伴い報告する場合は、①「異動の状況」欄の「学校」に○を付け、②進学する児童の氏名を記入し、③続柄に「本人」と記入し、④異動の内容に「中学校へ進学」と記入してください。

【申請時在籍学校記載欄】

報告受付日	年 月 日	報告書類調査結果	報告書 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	添付資料 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
学校長 通信欄				

【指導課処理欄】

--

学校長確認印

教育委員会 受付印

川教指発第 号
年 月 日

市（区）教育委員会
教育長 様

川口市教育委員会
教育長
(公 印 省 略)

区域外就学児童生徒に係る就学援助支給事務について（協議）

当市に住所を有し、貴市立小中学校へ就学している下記児童生徒について、当市において就学援助対象者として認定しましたのでご連絡します。

つきましては、就学援助支給費目について協議させていただきますので、別紙のとおりご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 対象者

氏 名
生年月日
在籍学校
保護者氏名
住民登録地

2 認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 協議事項

(貴市支給費目) 医療費
(当市支給費目) 学用品費・通学用品費・新入学用品費(該当者)
校外活動費(参加者)・修学旅行費(参加者)
通学費(該当者)・体育実技用具費(該当者)・給食費

川口市教育委員会 指導課 (担当名)
332-8601 川口市青木 2-1-1
048-259-7663 (直通)

年 月 日

川口市教育委員会
教育長
(指導課取り扱い)

教育委員会：
教育長：

区域外就学に係る就学援助支給事務の協議について（回答）

年 月 日付、川教指発第 号にて依頼があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 対象者

氏 名
生年月日
在籍学校
保護者氏名
住民登録地

2 認定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

3 協議事項

(市支給費目) 医療費
(川口市支給費目) 学用品費・通学用品費・新入学用品費(該当者)
校外活動費(参加者)・修学旅行費(参加者)
通学費(該当者)・体育実技用具費(該当者)・給食費

4 回答 (いずれかに○をしてください)

() 標記協議事項を承認します。
() 標記協議事項は承認しません。

変更内容：

様式第19号 支給状況照会書（転入者用）

川教指発第 号
年 月 日

市（区町村）教育委員会
教育長 様

川口市教育委員会
教育長
（公 印 省 略）

就学援助に係る新入学用品費の支給状況について（照会）

このことについて、貴市（区町村）から転入した児童生徒の保護者より、本市において就学援助の申請がありました。

つきましては、認定となった際の新入学用品費の支給可否に必要となりますので、貴市（区町村）において新入学用品費の支給の有無につきまして照会いたします。

なお、今回の照会につきましては、保護者より申請時に提出していただいております個人情報確認同意書に基づき送付しております。

記

1 対象者

氏 名
生 年 月 日
保 護 者 氏 名
現 住 民 登 録 地
前 住 民 登 録 地

2 回答期限 年 月 日（ ）

3 回答方法 別紙のとおり

川口市教育委員会 指導課（担当）
332-8601 川口市青木 2-1-1
048-259-7663（直通）

年 月 日

川口市教育委員会
教育長
(指導課取扱い)

教育委員会：

教育長：

就学援助に係る新入学用品費の支給状況について（回答）

年 月 日付、川教指発第 号にて依頼があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 対象者

氏 名
生 年 月 日
保護者氏名
現住民登録地
前住民登録地

2 回答

- () 新入学用品費の入学前支給を行いました。
() 新入学用品費の入学前支給を行いました。返還請求します。
() 新入学用品費の入学前支給を行っていません。

3 特記事項

担当部署： _____

担当者： _____

連絡先： _____